

田辺市建設工事等入札参加資格停止措置一覧表

R8. 8. 22 現在

措置日	開始日	終了日	期間	名称(商号)	所在地	要 件	備考
R8. 6. 10	R8. 6. 11	R8. 9. 10	3 カ月間	紀南管工事協同組合	和歌山県田辺市下三栖1746-40	同組合役員が、刑法の規定により罰金刑に処せられたため。	別表2. 8. 1
R8. 7. 3	R8. 7. 4	R8. 10. 3	3 カ月間	株式会社中造園	奈良県葛城市西辻3 5 2－1	株式会社中造園の経營業務管理責任者である者及び、営業所技術者である者2名が、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事し、当該工事期間は株式会社中造園での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号及び第2号に違反するとして、奈良県が令和8年5月8日付けで同社に対し同法第28条第1項により指示処分を行ったため。	別表2. 5. 3. ヲ
R8. 8. 14	R8. 8. 15	R8. 11. 14	3 カ月間	株式会社竹中土木	東京都江東区新砂一丁目1番1号	同社が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社社員が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告を行ったことにより、同社社員が令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため。	別表2. 7. 3
R8. 8. 14	R8. 8. 15	R8. 11. 14	3 カ月間	株式会社カナデビアエンジニアリング	大阪府大阪市大正区鶴町二丁目15番26号	同社が建設業法第15条第2号で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していたことは建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、近畿地方整備局が令和8年6月19日付けで同社に対し同法第28条第1項により指示処分を行ったため。	別表2. 5. 3. ヲ
R8. 8. 18	R8. 8. 19	R8. 11. 18	3 カ月間	富士通Japan株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5	同社の元社員が、富士通株式会社が管理する営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反（営業秘密領得）の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日罰金30万円の略式命令を受けたため。	別表2. 7. 3